８荒政財第１５６号
令和８年７月３０日
（ 公 印 省 略 ）

各　部　長　殿

荒 川 区 副 区 長
小　林　直　彦
谷　井　千　絵

令和９年度当初予算の見積りについて（依命通達）

我が国の経済は、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、持続的な人件費の上昇に伴う価格転嫁や、長期化する中東情勢に伴う原油価格の高騰などを背景に、物価高騰が常態化しつつあるほか、歴史的円安水準や国内金利の上昇などの金融市場の変動も考慮すると、景気の先行きは依然として不透明であり、引き続き注視が必要である。

本区の財政を取り巻く状況に目を向ければ、直近の歳入決算は堅調に推移しているものの、歳入の根幹をなす特別区税や財政調整交付金については、景気変動の影響を受けやすく、今後の景気や政府・与党で議論されている都市と地方の税源偏在是正に伴う特別区の減収の可能性についても警戒感を持って慎重に見通していくことが求められている。また、中長期的な重要課題である小中学校や本庁舎等の公共施設の建替えや改修については、資材価格や労務単価等の高騰による建設費の上昇が常態化していることに加え、建替えや改修経費の財源として一定規模以上の起債を継続的に活用していくことにより公債費が高い水準で推移していくことが見込まれるなど、今後の区財政に与える影響をこれまで以上に厳しく見極めていく必要がある。

こうした中にあって、区は、基礎自治体として、物価高騰に直面している区民や区内事業者を支える施策に最優先で取り組みつつ、今後、基本構想が示す将来の荒川区のあり方を視野に入れながら、子育て、教育、福祉、健康・医療、防災・防犯、まちづくり・環境、地域活性化・魅力発信、行財政改革等の各分野において、多様化する区民のニーズを把握し、必要な分野に限りある予算を傾けるため、これまで以上に計画的で持続可能な行財政運営を行うことが不可欠である。

令和９年度予算の編成においては、こうした要請に確実に応えていくため、職員一人ひとりが強い責任感、高いコスト意識及び柔軟な発想を持って施策を構築していくとともに、分野横断的な視点も含めた集中と選択の観点に立ち、限りある予算を配分していかなければならない。

令和９年度予算の見積りに当たっては、以上のような考え方を踏まえ、下記の事項に留意の上、見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命により通達する。

記

1　基本的な考え方について

（1）現在、基本構想の策定を進めているところであり、令和９年度予算についても、未来の荒川区を見据えた幅広い視野の下で、各分野において今なすべき施策及び将来にわたり必要な施策の着実な実施につなげること。

（2）現下の物価高騰を含め、社会経済情勢の変化を機敏に捉え、これまでの取組や仕組みについて、前例踏襲に陥ることなく、時代に即応した形で事業の見直しや再構築を積極的に進めること。

2　全般事項について

（1）予算の見積りに当たっては、区民の声や区議会、各種関係団体の意見や要望等を十分踏まえるとともに、直近の実績や社会動向による将来予測等、多角的な視点を持って積算し、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう最大限工夫すること。

（2）行政評価制度による評価に加え、予算の見積り段階においても、改めて全ての事業について、「必要性」「有効性」「効率性」等の観点から徹底した検証と精査を行い、休止・廃止を含め、これまで以上に事業の選択と集中を強力に推し進めること。

（3）全ての分野において、より質の高い区民サービスと生産性の高い効率的な事務の実現を目指し、「荒川区デジタル化基本方針」に基づき、行政手続のオンライン化やAI、RPA等のデジタル技術の積極的な活用を図るとともに、デジタルデバイド対策についても工夫して取り組むこと。

（4）組織改正により、横断的かつ機動的に組織間の連携が行える体制を整えたことを踏まえ、政策立案から事業執行までの各段階において、組織全体で迅速に情報を共有し、緊密な連携を行うことにより、複雑化・高度化する区政課題に適切に対処すること。

3　歳出について

（1）新規・充実事業については、既存事業の見直しや再構築、類似事業との統合・整理等と組み合わせたスクラップ・アンド・ビルドによることを基本とし、実施方法や積算内容等についても十分精査した上で見積もること。

　また、新規事業の予算化に当たっては、原則として終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もること。

（2）既存事業については、必要性や優先順位を十分見極め、これまで以上により効果的で効率的な事業となるよう改善や見直しを徹底し、意義の薄れた事業については思い切って廃止すること。

　また、令和８年度末に終期を迎える事業については、事業終了を原則とし、効果検証を踏まえて引き続き事業を継続する場合には、必ず事業の改善や見直しを組み合わせて実施すること。

（3）経常的経費については、昨今の物価上昇の状況を鑑み、原則として令和８年度予算額の２％増を限度に見積もることとし、所要額、財源及び費用対効果を十分精査

の上、真に必要な経費のみ計上すること。

（４）過年度の決算において多額の不用額が生じた事業については、事業のあり方を含め、予算の積算方法や執行方法を必ず見直し、実績や実態に見合う要求額となるよう十分精査を行った上で見積もること。

（５）業務委託や指定管理者制度及び財政援助団体等に係る経費については、仕様内容や積算根拠を明確にするとともに、特に、人的サービスを主とする委託事業については、サービスや履行体制の状況をより的確に把握できるように徹底を図ること。

４　歳入について

（１）高い収納率を維持している特別区税及び国民健康保険料等について、更なる収納率の向上を図り、確実に歳入を確保すること。

（２）税外収入についても、財産の貸付や広告事業、ふるさと納税、クラウドファンディングのほか、ネーミングライツや遺贈寄附等、先進自治体の取組を調査・検討の上、自主財源の確保に向けて積極的に取り組むこと。

（３）国や都の予算・政策等の動向を常に意識して情報収集を行い、補助金や支出金等で活用の可能性があるものについて財源として漏れなく、確実に確保すること。そのために各所属内における情報共有はもとより、庁内関係部署間での情報共有の徹底を図るとともに、申請年度や事前準備に十分注意を払いながら計画的かつ着実に適正な手続を行うこと。

（４）貸付金等の私債権についてもより一層適切な債権管理を行い、確実に回収を図ること。